

道路反射鏡及び道路照明灯整備基準

(平成27年8月4日市長決裁)

新座市開発行為等の基準及び手続に関する条例施行規則（平成15年新座市規則第1号）第3条第2号の別に定める整備基準は、次のとおりとする。

1 道路反射鏡

- (1) 道路反射鏡は、交通安全を図るため、原則として見通しの悪い屈曲部及び交差点に設置するものとする。
- (2) 市へ帰属する道路反射鏡の設置規格については、原則として別に定める構造図によるものとし、市へ帰属しない道路反射鏡はこれに準じるものとする。
- (3) 道路反射鏡の設置方法については、建築限界に留意し、電柱等への共架及び独立支柱により設置するものとし、周辺の交通の妨げにならないように設置するものとする。

なお、道路反射鏡を設置する際は、設置箇所の関係地権者から了承を得た上で設置するものとする。

- (4) 道路反射鏡の市への帰属は、設置場所が公道の場合及び市に帰属される道路の場合に受け入れるものとする。なお、市への帰属に係る申請は、必要書類を添付の上開発行為等施設帰属申請書を提出し行うものとする。
- (5) 共同住宅等敷地内から車両の出入りのため設置する道路反射鏡については、当該敷地内に設置し自主管理するものとする。また、市に帰属されない道路に設置する道路反射鏡については、当該道路の管理者が管理するものとする。

なお、市に帰属されない道路にあっても、市長が認める場合は、公道上に反射鏡を設置し、これを市へ帰属することができる。

- (6) 前各号に掲げるもののほか、開発行為等の規模により必要に応じて、担当課と協議し整備するものとする。

2 道路照明灯

- (1) 道路照明灯は夜間における通行の安全を確保し、犯罪等の防止を図るため設置するものとする。
- (2) 市へ帰属する道路照明灯の設置規格については、原則として、別に定める構造図によるものとし、市へ帰属しない道路照明灯については、これに準じるものとする。
- (3) 道路照明灯は、建築限界に留意し、原則として、新設される電柱すべてに、

共架により設置するものとする。やむを得ず独立柱により設置を行う場合は、交通及び周辺環境に与える影響等に配慮し、設置するものとする。

なお、既存の宅地及び農地等の周辺に設置する際は、関係地権者の了承を得た上で設置するものとする。

- (4) 新設する道路照明灯に係る東京電力株式会社への電気使用料申込は、事業者が事業者名義により行うものとする。
- (5) 道路照明灯の市への帰属は、設置場所が公道の場合及び市に帰属される道路の場合に受け入れるものとする。なお、市への帰属に係る申請は、必要書類を添付の上開発行為等施設帰属申請書を提出して行うものとする。
- (6) 市に帰属されない道路に設置する道路照明灯（防犯灯）の管理方法等については、開発区域の属する町内会に加入することにより、町内会に帰属できる場合があるため、事前に担当課と協議を行うものとする。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、開発行為等の規模等により必要に応じて担当課と協議し整備するものとする。

附則

- 1 この基準は、平成15年4月1日から実施する。

附則（平成27年8月4日一部改正）

- 2 この基準は、平成27年8月4日から実施する。